※労働者派遣法第31条の2第2項、第3項の明示、労働基準法第15条の明示を同時に行う場合

赤字部分は、令和６年４月１日より追加された項目です。

労働条件通知書（兼）就業条件明示書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　事業場名称・所在地

使用者職氏名

あなたを派遣労働者（紹介予定派遣）として雇い入れます。

労働条件及び派遣就業に係る就業条件は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | □期間の定めなし　　□期間の定めあり（　年 月 日～　年 月 日）※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入１　契約更新の有無　　〔自動更新 ・ 更新の場合があり得る ・ 更新しない ・ その他（　　　　）〕２　契約の更新は次により判断する。　　・契約期間満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力　・会社の経営状況　　・従事している業務の進捗状況　・その他（　　　　　 　）３　更新の上限の有無（　無　・　有（更新　　回まで／通算契約期間　　年まで） |
| 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（　年　月　日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（　無　・　有（別紙のとおり）） |
| 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者）Ⅰ特定有期業務の開始から完了までの期間（　　　年　　　か月（上限10年））Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間 |
| 従事すべき業務内容 | （雇入れ直後） | 　　　　　　　　　（変更の範囲）　　　 |
| 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】・特定有期業務（　　　　　　　　　　　　　開始日：　　　終了日：　　） |
| 業務の内容に伴う責任の程度 |  |
| 協定対象派遣労働者であるか否か | □協定対象派遣労働者である(当該協定の有効期間の終了日: 年　 月　 日)□協定対象派遣労働者ではない |
| 派遣先事業所の名称 |  |
| 派遣先事業所の所在地 |  |
| 派遣就業場所 | （雇入れ直後）　　　　　　　　　　　　　　（変更の範囲） |
| 組織単位 |  |
|  | （組織単位における期間制限に抵触する日　　年　 月　日） |
| 指揮命令者 |  |
| 派遣就業の期間 | 　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
|  | （派遣先の事業所における期間制限に抵触する日　　年 　月　日） |
| 派遣就業日 |  | 休日 |  |
| 始業・終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5) のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項 | １　始業・終業の時刻等(１)　始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分）【以下のような制度が労働者に適用される場合】(２)　変形労働時間制等；（　　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。始業（　時　分）終業（　時　分）（適用日　　　　　　）始業（　時　分）終業（　時　分）（適用日　　　　　　）始業（　時　分）終業（　時　分）（適用日　　　　　　）(３)　ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。　（ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ （始業） 　時　分から　時　分、（終業） 　時　分から　時　分、ｺｱﾀｲﾑ 　　　　 時　分から　時　分）(４)　事業場外みなし労働時間制；始業（　時　分）終業（　時　分）(５)　裁量労働制；始業（　時　分）終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条２　休憩時間　　　時　 分から　　時 　分３　所定時間外労働（　有　（１週　　時間、１か月　　時間、１年　　時間），　無　）４　休日労働（　有　（１か月　　日、１年　　日），　無　） |
| 休暇 | １　年次有給休暇　①６か月継続勤務した場合（法定どおり／法定を上回る→　　　日）　　　　　　　　　②勤務６か月以内の年次有給休暇（無／有→　　月経過で　　　日）③時間単位休暇（有・無）２　代替休暇　（有・無）３　その他の休暇　①有給（　　　　　　　　　　　）②無休（　　　　　　　　　　　） |
| 賃金 | １　基本賃金　①月給（　　　　　　　　円）　　②日給（　　　　　　　　円）③時間給（　　　　　　　円）　　④その他（　　　　　　　　　　　円）２　諸手当　　①（　　　　　　手当　　　　　円）　②（　　　　　　手当　　　　　円）　　　　　　　③（　　　　　　手当　　　　　円）　④（　　　　　　手当　　　　　円）３　時間外・休日・深夜労働に対する割増率1. 時間外　(a)法　定　超 月60時間以内（　　％）月60時間超（　　％）

(b)所　定　超（　　％）　　　　　　　②休　日　(a)法定休日（　　　　　％）　　　(b)法定外休日（　　　　　％）③深　夜　　（　　　　　％）４　賃金締切日（　　　　　　　　　日）　　５　賃金支払日（　　　　　　　　　日）６　賃金の支払方法７　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　，　有（　　　））８　昇　給（　有（時期、金額等　　　　　　　　　）　，　無　）９　賞　与（　有（時期、金額等　　　　　　　　　）　，　無　）10　退職金（　有（時期、金額等　　　　　　　　　）　，　無　） |
| 退職に関する事項 | １　定年制　（　有　（　　歳）　，　無　）２　継続雇用制度（　有（　　歳まで）　，　無　）３　自己都合退職の手続（退職する　　日以上前に届け出ること）４　解雇の事由及び手続（　　　　　　　　　　　　　　　　）○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条 |
| その他 | ・社会保険の加入状況（厚生年金・健康保険・厚生年金基金・その他( 　　　））・雇用保険の適用　（　有　　・　　無　）・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（部署：　　担当者：　　　連絡先：　　　　　　）・その他（　　　　　　　　　　　　　　　）・具体的に適用される就業規則名（　　　　　　　　　　　　　　）※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。 |
| 安全及び衛生 |  |
| 派遣元責任者 |  |
| 派遣先責任者 |  |
| 福利厚生等の便宜供与 |  |
| 苦情処理申出先 | 派遣元 |  |
| 派遣先 |  |
| 苦情処理方法・連携体制等 |  |
| 労働者派遣契約の解除の場合の措置 |  |
| 紹介予定派遣に関する事項 |  |
| 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 |  |
| 労働者派遣に関する料金 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 労働・社会保険被保険者資格取得届の提出 | 雇用保険 | 有　　無 |  |
| 健康保険 | 　有　　無 |  |
| 厚生年金 | 　有　　無 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 備　　　　 　考 | 違法派遣（禁止業務への派遣・無許可派遣・期間制限違反・いわゆる偽装請負等）を行った場合は、労働契約申込みみなし制度の対象となります。 |
| 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（　　　　　　　　　　） |

○　労働条件通知書と就業条件明示書を兼用させる場合は、労働基準法、労働契約法、労働者派遣法等、関係法令で定められている事項を満たすように作成してください。